

厚生常任委員会

平成16年9月14日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木田 守彦 ○里川宜志子 浦野 圭司
三木 誓士 中西 和夫
浅井議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	西川 肇
同 課 長 補 佐	西梶 浩司	健康推進課長	清水 孝悦
同 課 長 補 佐	植村 俊彦	環境対策課長	清水 建也
同 課 長 補 佐	乾 善亮	同 課 長 補 佐	栗本 公生
住 民 課 長	西谷 桂子	同 課 長 補 佐	清水 昭雄

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 三木委員、中西委員

委員長 おはようございます。
全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
始めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、三木委員、中西委員のお二人を指名いたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

委員長 初めに、本会議からの付託議案についてであります、（1）議案第28号、斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

住民課長 それでは議案第28号、斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、まず議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

住民課長 それでは本文、新旧対照表の説明は省略させていただきまして、要旨の説明をもって替えさせていただきます。

（ 要旨朗読 ）

住民課長 なお、施行期日につきましては平成17年1月1日でございます。
以上簡単ではございますが、斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例に
ついての説明とさせていただきます。何卒原案どおりご議決賜ります
よう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決
することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第28号については当委員会とし
て満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、（2）議案第30号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部
を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めま
す。

福祉課長 議案第30号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条
例について、まず議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 それでは本文、新旧対照表の説明は省略させていただきまして、要
旨により朗読をもって説明とさせていただきます。

(要旨朗読)

福祉課長 なお、施行期日につきましては平成17年4月1日でございます。
以上簡単ではございますが、議案第30号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。
何卒原案どおりご議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 この改正については私は全く異論はないんですが、あくまでも参考までにお尋ねをしたいなど、今この表を見ながら思ったんですが、斑鳩町ではこの徴収欄、分けていただいているんですが、人数がどんな風な動向を示しているのかというのが少し気になったんですが、今、この階層別の人数の把握というのは、数字をお持ちだったら、是非教えていただきたいと思うのですが。

福祉課長 今現在のその階層別の人数の方は手持ちでは持っておりません。後日、里川委員さんにお伺いいたします。

里川委員 そうしましたら、それで結構です。ちょっとこの階層の中で、どの程度、人数的な分布があるのかというのが、ちょっと気になりまして、だいぶ前にそういう数字は1回聞かせてもらったことがあったんですが、ここ最近、そういう人数の把握をしてなかったものですから、また後日ということをお願いしたいと思います。

福祉課長 資料を持っておりますが、コピーをもちまして委員さんに配布させていただきます。

委員長 それで結構です。他にございませんか。

(質疑なし)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第30号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長

次に、(3) 議案第31号、斑鳩町在宅ねたきり老人介護手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長

議案第31号、斑鳩町在宅ねたきり老人介護手当支給条例の一部を改正する条例について、まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長

それでは本文、新旧対照表の説明は省略させていただきます、要旨により朗読をもって説明とさせていただきます。

(要旨朗読)

福祉課長

以上簡単ですが、議案第31号、斑鳩町在宅ねたきり老人介護手当支給条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何卒原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第31号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、(4) 議案第33号、平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 議案第33号、平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長 補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

11ページをお開きいただきたいと思います。歳出からご説明させていただきます。

第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費準備基金積立金では、既定予算額に1,384万5千円を増額し、計1,385万3千円とするもので、平成15年度決算の確定に伴い介護保険給付費準備基金積立金に積み立てるにあたり、増額補正をお願いするものであります。次に同じく11ページ、第5款諸支出金、第1項

償還金及び還付加算金、第2目償還金では、既定予算額に176万1千円を増額し、計176万3千円とするもので、平成15年度において給付実績に対する法令で定める割合の負担金以上に介護保険費を県から受けており、その超過受入分を償還するにあたり、増額補正をお願いするものであります。

次に12ページをお開きいただきたいと思います。

第6款予備費、第1項予備費、第1目予備費では平成16年度の過年度保険料の還付につきまして、既に予備費から償還金へ流用しているため、予備費65万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に歳入につきましてご説明させていただきます。

6ページをお開きいただきたいと思います。第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金では、給付額に対する法令で定めている割合の負担金の不足分、218万7千円について翌年度精算になることから増額補正をお願いするものでございます。

次に第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金では、給付額に対する法令で定めている割合の負担金の不足分、39万4千円について翌年度精算になることから増額補正をお願いするものであります。次に第9款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金では、平成15年度決算の確定に伴い1,368万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に補正予算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。

(補正予算書朗読)

福祉課長

以上簡単ではございますが、議案第33号、平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についての説明とさせていただきます。何卒原案どおりご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第33号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、(5)報告第9号、議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)、(6)報告第10号、議会の委任による町長専決処分の報告について(平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について)の2議案は関連する内容のものであり、一括議題で審議をお願い致したいと思っておりますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
報告第9号、報告第10号については一括議題と致します。理事者の説明を求めます。

環境対策課長 報告第9号、議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)及び報告第10号、議会の委任による町長専決処分の報告について(平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について)につきまして、一括して説明させていただきます。
まず、報告第9号でございます。議案書を朗読させていただきます。

(議案書、専決処分書等朗読)

環境対策 課長 この専決処分の具体的な内容につきましては、前回の委員会でもご説明させていただいたとおりでございますので、今回は説明を割愛させていただきますが、目安北1丁目におきまして、ごみ収集車、ダンプでございますけれども、駐車中の車の一部ですが、損壊させましたことから、その修復に掛かる費用134,692円が賠償額として決定になったことによります専決処分でございます。

続きまして、報告第10号でございます。まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書、専決処分書朗読)

環境対策 課長 この補正予算は、ただ今説明させていただきました損害賠償の額の決定に伴いまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ135千円を増額し、歳入歳出それぞれ92億4,566万6千円とするものでございます。この内容につきましても、前回委員会で説明させていただきましたとおりでございますが、4、5ページにおきまして表しておりますように、歳入では第20款諸収入、第4項雑入、第10節雑入に自動車損害共済金の受入といたしまして、135千円を加えまして、歳出といたしましては第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費、第22節補償補填及び賠償金、135千円を賠償金の支払として加えるものでございます。それでは1ページをご覧いただきたいと思っております。

(補正予算書朗読)

環境対策 課長 以上をもちまして、報告第9号、報告第10号の説明とさせていただきますが、ご審議賜りまして、ご了承いただきますようお願い申し

上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 これは前にも事故があったときにも、いろいろ言わせていただいた経過もあるんですが、再度確認をしたいのですが、下水道の工事もこれからいろいろ進んでいく中で、先日私も聞き及んだところ、日中の工事になると。そうしたら工事をすると、その道が通れない、迂回をしなければならぬというような状況があると思うんです。その場合、そういった町内の工事箇所とか、そういったものをごみ収集車の方にも、きちっと連絡が行って、計画的に運行されているのかどうか、というところなんかも、きちっとやっていただきたいなど。通常の運行と違う道を通るとかいうと、何か、我々でもそうなんです、感が狂ったり、ミスが出たりしやすいということもありますので、その辺事前にきちっと工事の箇所などの把握もしながら、現場の方達にもちゃんと運行の状況を確認をしていただくというような作業をしていっていただきたいという風には思うのですが、その辺はどうなってますか。

環境対策課長 下水道工事だけではなく、上水道工事につきましても、道路工事につきましても、前もって担当課長からいつからいつまで工事を行うという旨の通知がまいります。それをそのまま、衛生処理場の方にも通知いたしまして、前もって事前に迂回路等々の検討を行う形で、連絡徹底はいたしております。

里川委員 多分そうだろうとは思っていますが、今後なお一層我々も通れない道とかの、日中の工事が多くなりますといろいろあって、時間が掛かって、ちょっと苛苛としたり、そういう場合も出てくると。でも公用車について、いかに事故を起こさないように冷静に運転していただくということは非常に大事だと思いますので、今後もそういった点気を付けていただきたいということを要望しておきます。

委員長 他に。

三木委員 私もごみ収集車のことについてですが、先月の委員会でも各委員からこの事故について、いろいろ質問ございました。ちょっとお尋ねしたいのは、月曜と木曜になると思うんですが、収集のごみが早いところは8時か、8時半から、遅くなると昼過ぎる、1時過ぎるということも聞いてるんですが、その辺の現状はいかがですか。

環境対策課長 収集のコース等、毎回定期的に廻っているものの、その時々交通事情等々によりまして、若干時間にずれが出てくる場合もございます。そうした場合におきまして、我々としたしましては、お待ちになっている住民の方々がおらるといのは重々承知はしておりますが、あまりにも急ぐ方が先に立って、焦るあまりにまた事故に繋がりがねないということもございますので、そこはそこで、交通渋滞等々巻き込まれたとしても、落ち着いて、慌てることのないように、交通安全第一に作業するように、申しているところでございます。

三木委員 私はそのことを聞いたのは、前にあまりにも収集が遅かったのも、なぜかなということ聞いたんです。なぜそれを聞いたかということ、カラスであるとか、犬猫があまり遅いとそれを、ごみを食うということで、早くならないのかということ、お尋ねした経緯があるんです。その時に、多い時にはどうしても、多過ぎることもあるということ聞いたんで、これは止むなしかなということなんです。今も答弁ありましたが、そういう量が多いということで、過労働になってないか、ということで、急ぐあまり事故に繋がっていくということで、運転手を始め、係わっている人達が疲労蓄積ということも含めて、それがひいては健康管理、そういったことも考えられないのかなと。今の答弁の中にもそういうことのないようにということ言ってますので、無いと思うんですが、そういう事も考えられるのではないかなという事

で、先月から思ったんで、その辺十分留意してやっていただきたいと要望しておきます。

委員長

他に。ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。報告第9号については当委員会として原案どおり了承することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって報告第9号については当委員会として満場一致で了承すべきものと決しました。

続いてお諮りいたします。報告第10号については当委員会として原案どおり了承することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって報告第10号については当委員会として満場一致で了承すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

(午前9時30分 休憩)

(午前9時30分 再開)

委員長

再開いたします。

次に継続審査案件について、(1) (仮称)総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長

継続審査案件であります(仮称)総合福祉会館整備計画について、ご説明申し上げます。

(仮称)総合福祉会館整備につきましては、前回の8月24日の当

委員会におきまして報告させていただきましたように、現在少し時間をいただく中で、本施設の早期建設に向け、取り組みを進めている状況でございます。今後、建設用地の選定などが纏まりましたならば、当常任委員会にご報告申し上げ、議員皆様にもご相談申し上げ、対応を図ってまいりたいと考えておりますので、議員皆様方のご理解とご協力をお願い致したいと思っております。

以上簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

委員長 次に、各課報告事項について、(1)議案第32号、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についての内、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。

住民課長 議案第32号、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、住民課の所管いたします補正についてご報告申し上げます。補正予算書の15ページをご覧ください。

第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費でございますが、印鑑登録証明書の性別記載を削除するために印鑑登録システムの修正に伴う委託料18万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

福祉課長 福祉課所管に係ります補正予算の内容をご説明させていただきます。補正予算書の16ページをお開きいただきたいと思います。

歳出では第3款民生費、第1項社会福祉費、第11目障害福祉費、

第19節負担金補助及び交付金で、在宅精神障害者に対するホームヘルプサービス事業におきまして、予算では利用者3名を予定しておりましたが、利用者が4名となり、その内利用者2名につきましてはひとり暮らしで支援の必要性が高く、身体介護または家事援助のサービスの利用料が多くなっております。これに必要な260万5千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第11目障害福祉費、第23節償還金利子及び割引料では、平成15年度での身体障害者施設訓練等支援費などの国庫支出金につきまして、平成15年度における給付実績に対し実績より多かった見込額で負担金を受けておりましたことから、超過交付金148万3千円を平成16年度におきまして償還するため増額補正をお願いするものであります。次に、11ページをお開きいただきたいと存じます。歳入では第15款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金、第3節障害福祉費補助金で、在宅精神障害者ホームヘルプサービス事業費補助金の受入に伴います195万4千円の増額補正をお願いするものであります。以上簡単でございますが、福祉課所管に係ります、ご説明とさせていただきます。

環境対策
課長

引き続きまして、環境対策課所管の事項について説明させていただきます。12ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入でございますが、第20款諸収入、第4項雑入で、環境保全促進事業助成費といたしまして、雑入に70万円の追加補正をお願いするものでございます。これは前回にも説明させていただきましたが、親子環境教室や親子ごみのゆくえ探検ツアーなど、本年度当町が実施してまいります環境保全推進に係ります事業ですが、財団法人自治総合センターによります平成16年度の環境保全促進事業助成費の対象事業として採択されましたことによります、予算の追加補正でございます。

続きまして歳出でございますが、17ページをご覧いただきたいと思っております。ただ今、歳入の方で説明をさせていただきました70万円

でございますが、この70万円を第4款、第1項保健衛生費、第9目環境対策費の方では、63万9千円を、その下の表にございます第2項清掃費、塵芥処理費の方では6万1千円を、それぞれ一般財源から特定財源へ、財源振替を行うものでございます。

以上簡単ではございますが、議案第32号、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）につきましての、当委員会に係ります補正予算の内容につきましての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

里川委員 確認をしたいのですが、環境保全促進事業、採択をされて70万を受け入れるわけなんです、環境対策の方で、これに基づく、親子ごみのゆくえ探検ツアーなど、いろいろ考えてやっていたとは思いますが、それらの事業というのは元々金額的には、総合してそれらの事業いくらい町としては予定をされておったのか。その中で70万円受け入れることが出来るということになると思うのですが、どの程度の予算を組んでおられたのか、私も拾いきれないので、教えていただきたいと思うのですが。

環境対策課長 私どもが申請というか、申し込みをさせていただいた事業の総額は75万5千円でございます。それに対する助成金が70万円で、と申しますのも、助成金が10万円単位で助成されるものでございまして、例えば2分の1とか、3分の1とかというものではございませんので、その事業に係ります内容が認められた事業については、10万円単位で上げますよというもので、これが例えば80万1千円だったら80万円もらえたのかなという、いろいろございますが、町が必要とするのが75万5千円でございますので、それに対して70万円をいただいたということでございます。

里川委員 なかなかしっかりと補助金を出していただけたということは、斑鳩

町にとってもいいことだと思いますので、そうやって財政的な裏付がいただけたということも含めて、いい取り組みだと思いますし、先日からいろんな行事、また、先日の夢フェスタ、こんな中でも、小さい子どもさんほど非常に真面目にごみの分別やっけていただいている。商工まつりの時も、ちょっと大きい子どもさん、そこらへ捨てはるけど、ちっさい子どもさんはごみを捨てに来てくれて、分別してくれている。見ていて、すごく嬉しかったんです。ですから、環境対策課の方も、これが採用されたことも含めまして、より一層熱心に環境教育に力を尽くしていただきたいということをお願いしておきます。

委員長 他にございませんか。ないようですので、これをもって終わります。他に理事者の方から報告はございませんか。

福祉課長 2点ほど報告させていただきます。まず、町長の方からご挨拶ありましたように、ふれあい交流センターの条例改正について報告させていただきます。ふれあい交流センターの利用につきましては、入場者数につきまして今横ばい状態であり、町外からの利用者が6割以上占めるという状況であります。このため、町内の利用者を増やす必要があると考えまして、町営の施設である事から、町内居住者に優遇する事が適当であると考えます事から、入場料の見直しを検討して参りたいと考えております。12月議会に条例改正案の上程をお願いし、17年度4月から実施して参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次にもう1点報告させていただきます。河合町の小中学校における食中毒にかかる町の対応についてであります。9月6日に発生しまして9月7日に河合町の小中学校で児童生徒が食中毒の疑いがある症状を訴えていると発表されました。原因物資の特定につきましては、9月13日以降になるという事でした。その為、現場に、保育園につきましては食中毒について万全を期すよう、福祉課の方から指示をいたしたところでございます。9月12日に学校給食栄養職員より、保育園の

栄養士にサルモネラ菌断定食材が東洋ベーカリーのバーガーパンであるという連絡があり、保育園に当該業者が納入する、月曜日、水曜日、この9月13日の味付けパン、16日木曜日の食パンを保育園での炊飯による、保育園で炊いております米飯給食に献立変更を行ったところであります。その後、昨日9月13日に、葛城保健所においては検査中のパンから検出されたサルモネラ菌と、児童生徒の検便から採取されましたサルモネラ菌と同一であるという事から、東洋ベーカリーが製造したバーガーパンを食中毒の原因物資と断定されまして、当該事業所に対し、9月13日から9月18日の営業停止を命じられたという事でございます。このことを受けまして、斑鳩町の保育園からは食中毒を起こさないという事で、万全を期して参りたいと今後考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。以上です。

委員長

ただ今の報告を受けまして何か質問はございませんか。

ないようですので、各課報告事項については、説明を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、その他について各委員からご質疑があればお受けいたします。

里川委員

すいません、いくつか聞きたい事があるんですが、1つずつお願いしたいと思っております。人間ドックへの助成を斑鳩町はやっていたかと思うんですけど、以前に私も一度利用させていただいた事があるんですけども、毎年続けてこの助成を受けておられる方もいらっしゃる、逆に申請と言うんですか、保健センターの方へ連絡しても、もういっぱいだめです、と断られてまだ受けれてないというような方もいらっしゃるという状況があるんですね。その受けれなかった方にしたら、保健センターに聞いたら毎年を受けておられる方もいるという中で、自分は何回か申し込み遅くなって受けれてない、是非受けたいと思っているんですけども、というような声をちょっと聞いたんですが、これについては、人数の制限と要綱というのか、内規的にはそう

いう、まだ受けた事がない、初めての方なんかを優遇できるような、何かシステム的にはできないのかとか、そういったところについてちょっとお尋ねをしておきたいなと思うんですけども。

健康推進
課長

今おっしゃっておる人間ドックの検診の一部助成という事でございまして、斑鳩町の国民健康保険の加入者で受診日に満40歳以上の方、一年以上継続して被保険者の資格がある人、それで町税を完納しており、基本健康審査を受けていない人が対象で、助成金として2万円、定員40名、先着順という事でやらさせていただいております。確かに毎年受けられている方もいらっしゃいますし、受けられない方もいらっしゃいます。人数制限につきましては定員の40名、これを基本にしていきたいと思っております。ただ、これの申し込み等につきましては斑鳩町の広報紙4月号で掲載させていただいております。しかしながら、公平であろうかと思っておりますものの、地域では若干の何日かのずれで家庭に配布されておるというのも現状であろうかと思っておりますので、その点につきましては4月号広報もさる事ながら、3月号広報で一斉に掲載させていただければ、より公平性を保っていくのではないかと考えております。15年度につきましては、40名いっぱいになるまで5月22日までかかっておったような状態でございます。16年度につきましては4月半ばでいっぱいになっておるという事でございますが、ただ、40名いっぱいになってもキャンセル待ちといたしまして、概ね5名程度確保しておるといような状態でございますので、今言った内容で住民さんには公平になるように取り扱って参りたいと考えております。

里川委員

課長の方で今ご答弁いただいたように、4月から実施するのに4月号というよりは、やっぱり前もってお知らせして差し上げるという事は大事なかなと思っておりますので、そういう努力をしていただけたらと思っておりますので、是非お願いいたします。

もう1点国保に関する事なんですけど、以前から私も委員会ですと

言っていましたし、先日一般質問でも出たと思うんですけども、国保の保険証の問題なんですけど、個人保険証の交付につきましては、政府勧奨保険は実施されましたけれども、近隣では生駒市が導入されたという事で、実物を先日私も見せていただいたわけなんですけど、皆さんも、車を運転される方だったらよくお持ちになっていると思うんですけど、JAFのカードありますね。表は紙ですけども、裏にビニールが貼ってあるというような、そういったカードで、本当に簡単なビニールの袋の中に入れて個人が携帯しているというようなものなんですけど、その保険証自体はお金たくさんかからないらしいですけども、その保険証を発行するにあたって、ソフトの変更をするという場合のソフトがお金かかると。生駒市では500万円だったという事なんですけども、この500万円というのは、非常に会社によってもすごく変動のある金額であるという風に生駒市の担当が言っておられましたので、斑鳩町では今までに私も色々委員会でも言ってきた経過もありますし、これについてどのようにお考えになっているか。コストという事を前々からおっしゃってたのでね、もう一度ちょっと確認をさせていただきたいなと思うんですけども。

健康推進
課長

先の一般質問におきましても、一定の答弁をさせていただいておりますが、この被保険者証の個人カードのシステムの導入につきまして、電算システムのうち、国保資格移動システムを改造する事によって可能という事になりまして、その電算システムの改造費用として斑鳩町では700万円程度が必要になるかと思います。現行の被保険者証の様式の作成単価は現在16円でございますが、この個人カード、要はビニールコーティング程度の場合であれば、作成単価として30円程度になってこようかと考えております。

里川委員

カードの作成費の1枚30円程度というのは、生駒市さんと同じです。生駒市で私も調べさせてもらったのは、1枚30円と言っておられますね。けれども、ソフト入替えについては、生駒市で500万円

という事が、斑鳩町では改造費700万円という見積もりになると。200万円というのは大きいですね。生駒市の職員さん言われるように、会社によって価格相当違うと言ってはるけど、200万円の差というのは非常に大きいなというように思うんですけども、これにつきましては、制度的に言えば町が全ての費用を出して、ソフトの入替えですね、町が全て費用を出さなければどうしてもできないものなのか、それとも、こういった問題については今の色々な法改正とかの中で、この方向が出てるわけですからね、例えば県が、とか国が、そしてまた国保連合会などとも連携をとって、何らかの形で少しでも金額が安くなる方法で、このソフトについて、改造していくという事については可能性としてはないのか、というところも私非常に強く思うところなんですけれども、その点についてはどうでしょう。

健康推進
課長 現段階では県の補助とか国の補助というものは聞いておりません。町独自費で賄うというところがございます。現実的には生駒市の実施状況等見ていかなければならないし、実施についての課題と整理もして参りたいと思いますが、当面は従来どおりという事です。

里川委員 そしたら近隣に実際やっておられる例もありますので、また更に研究の方していただきたいという事をお願いしておきます。

すいません、続けていかせていただきます。先日一般質問の中で、次世代育成支援行動計画策定についても、言われてる中で部長答弁していただいてまして、ワーキング部会で色々やっていただく。それはワーキング部会でやっていただくのはいいんですけども、そのご説明いただいた中で、事業部では建設課と都市整備課はワーキング部会に入っているけれども、観光産業課は入っていないという事だったと思うんですね、ご答弁いただいた中でね。私達は若者の雇用問題とか、そういったものも取り上げて次世代育成支援計画の中の視点として、やっぱり若者にも目を向けてそういった問題についても、非常に今後の年金制度や色々な保険制度を続けてやっていくためにも、若者の雇

用問題というのは、非常に大きな次世代に関わる大きな問題であるという、私は認識持っているんですけども、その割にワーキング部会には、観光産業課が入っていないという形になってたと思うんですね。そのところに、非常に私、答弁を聞きながら疑問に思いましたので、これは委員会で是非確認をしたいなど、その時に思っていたので、お聞きしたいと思います。

福祉課長 若者の雇用問題という事で、考えております作業部会には委員がおっしゃりますように、観光産業課が入っておりません。雇用問題につきましては斑鳩町独自で現在のところ考えていくという事はできないというように考えておりました、県なり町なり広い範囲での進捗という形でのことと思います。この次世代育成行動計画につきましては、若者の就職につきましても取り組んでいくという事になっておりますので、現在のところ、そういう取り組みはいきますものの、全体としては町の取り組んでいくものではないと考えておりました、部会については入れておりません。ただし必要に応じまして作業部会でも入れる事はできますので、その辺までは入っておりませんが、今後作業部会の中で検討が必要になりましたら、入れていきたいと考えております。

里川委員 私も、奈良県がやりましたジョブカフェの問題であるとか、日本番デュアルシステムの問題であるとか青年の雇用問題の中でも、やっぱりそういう情報をキャッチ、担当がキャッチする、そしてまたこういう事が起こっているという事が作業部会の中でも話題になるような状況を作ってほしいんですよね。そして総合的に次世代という対象になる方たちの年齢はどうなのか。あまりにも子育てばかりに集中していると。20年先、30年先を見る事も重要ですけども、5年先、10年先はどうなんや、という話もやっぱり私らは心配してるわけなんですよ。今、そういった形で特に高校生より上の子の実態把握はしにくいという事を私達はずっと言ってきたわけですよ。中学校ま

では町内に中学校もありますし、いろんな事を保護者からも子どもさんからも情報収集しやすいと、学校の担当からも色々聞きやすいと。けれどもいざ義務教育を終わって高校へ進学されるとたちまち町はその子どもさん達の実態を掴む事ができない、よく分からない、という状況になっているじゃないでしょうか、私は問題提起をずっとしてきてるつもりなんです。ですからそういった事をこれからも視野にやっぱり入れていただきたい、という事の中では商工会さんなんかも入っておられる、コンビニさんなんかも商工会へ入っておられると思うんですけれども、子どもさんが夜でもどんな行動をとっておられるか、とか青年の雇用問題であるとか色々な問題があると思うんですよね。そういった中で総合的に次世代育成支援行動計画というのは作っていただきたいし、広い視野を持っていただきたいという風に思いますので、今課長がおっしゃられたように、場合によっては要請して担当課の方から入っていただく事も可能だという事もおっしゃっておられますので、その可能性の方を重視していただきまして、今後進めていっていただけたら、という風に思いますので是非お願いしておきたいと思います。

すいません、もう1点あるんですけれども、先日8月の終わりに静岡県が東海地震などの大規模の災害時に被災者に生活資金の貸付けが迅速にできるようにという事で静岡県と静岡県の社協と地域の銀行3行と協定を結んで、厚生労働省が生活福祉資金貸付制度の特例措置というのをやっているんですけど、それに対応できるように、という事で、都道府県では静岡県が初めてやられたらしいんですけどね。東海地震も東南海地震も今言われている中で、また9月に入って私達は寝ても起きるような、目を覚ますような3回も大きな地震も経験させてもらいましたので、いよいよちょっとこういう問題についても、奈良県でもよそでこういう事をやっておられるという事を参考に、奈良県でも考えていただけてるのかな、どうなのかなという事もありまして、先日ちょっと担当の方へもこの件について申し上げた経過があるんですけれども、その後何か社協なり、調べていただいたりで、動向

の方は分かりましたでしょうか、お尋ねしておきたいと思います。

福祉課長

里川委員さんの方からご質問ありました、静岡県また静岡県の社協でやっております銀行との事前協定の件につきまして、先日お問い合わせがありましたので、早速県の社協に連絡して問い合わせいたしております。県の方につきましても、生活福祉資金貸付制度は静岡県と同じようにやっておられます。その中でも災害援助資金というのがあります、これにつきましては被災を受けた事により、困窮から自立再生に必要な経費を貸し付けるという制度でありまして、これも同じく静岡県と同じようにやっておられます。今現在の問い合わせをしましたところ、県の社協といたしましては、今のところそういう事の実態は知っているが考えておらないというご回答でありました。ただ、斑鳩町の社協または県社協におきましても静岡県と県社会福祉協議会の取り組みについて研究を行っていただき、今後検討していただくように、という事で私の方から社協の方に伝えておりますので、そういう状況でございます。

里川委員

たまたま先日の夢フェスタでも斑鳩町から出ておられます上田県会議員さんともお会いしてお話する機会もありましたので、上田県議にも県でもこういった話は出して欲しいという事を申し上げました。こういう形で本当に心配なご家庭というんですか、古い家があったりそういう悲しい事があってはならないんですが、私も予測つかない東南海地震についても予測もつかないんですけれども、被害に遭われた方がすぐに活用できるような形になればいいというのが非常に、この記事を読ませていただいて静岡県はえらい用意万端、いろんな事を想定されてやっておられるんだな、と思いましたので斑鳩町としましても、今課長の方からそういうご報告いただきましたが、今後も県との連携をとる中でこういった要望を続けてあげて行っていただきたいという風をお願いをしておきたいと思います。

三木委員

1つだけです。竜田川の堂山町の東屋の件でございます。去年私もこの件で三室山、同じ堂山橋の東屋の件について一般質問させていただきました。その時は町の対応を含めて2人とも速やかに出ていっていただいたという経緯がございます。ところがその後すぐ10月になったらまた1人、東屋の方に来ておりました、住民から匿名の電話が入ってまいりました。また来ておられますので、何とかしてくださいという事でした。私も本人と直接話をしてみました。どうも大阪から来て畠田にいたんですが、こっちに来たという事なんです。話してみたら、朝は8時過ぎにはもう出ていくし、夜帰って来て寝るだけなんで、という事だったので、地域を散歩される方も、三木さんもうちょっと様子を見ておいたらどうだろう、という事がありましたので、あまり皆さんに迷惑がかからない程度でして下さいね、という事でお話して参りました。ところが春先になって来てみますと、どうもまた、2回ほど電話が入ったんですけど、昼間もいるようだという事だったので、私も意識して見たら昼間、夕方はおりました、コーナーの方でビール飲んでベット広げてという事を見かけたので、これはどうかなと思ったんですけども、ところが6月になりましてある人からの情報で、この方の昼間の居場所について情報が入ってきたんです。昼間どこにいるかと言いますと、中央公民館の図書館に居てるということで、9時に中央公民館の1階に入りまして、そこの給湯器でカップラーメン食べて、10時になると2階の図書館入って、10時から2時まできっちり居るという事で、それは私、生涯学習課の方にご報告しました。たまたま先月の消防大会の時に中野収入役が隣だったものですから、ちょっとその件東屋の方はともかくとしても、図書館の方は斑鳩の住民が勉強する所なんで、そういう人が来るのはどんなものでしょうかね、とご相談申し上げましたら早速、収入役からも芳村助役の方に連絡いただきまして、機敏な対応をいただきまして、その日の夕方上田県議からも連絡ございまして、この3階でお会いして話しました。大和郡山の担当課も連絡いただきまして県としても対応しようという事で、そういう意味では非常に早い対応をいただきましてありがとう

ございます。その後学習課も福祉課も動いていただきまして、福祉課も先月の23日図書館へ行きましてその方にお会いしたようです。私が7月頃にお話した時から、生涯学習の方からどの位来るのか、という事を受付にちょっと指示したみたいで、私も何回か行って見て、勤務表ができてまして、ほとんど毎日来ておりました。水曜日は定休なので水曜日だけは休みだったんですが、その後23日、25日、おとといまでは4回しか来てないという事で非常に減っております。この方もおそらく近いうち、9月いっぱい位で出ていかれるのではないかと思います。そういう事で私以前に福祉課の方に、上田県議も県としても対応していただくと、町としても対応しようという意味で、今後出たとしても、三室も堂山も両方来る可能性があるわけですね、また。また来た場合にまたみんながばたばたするという事ではなく、やはりその時にはすぐに対応して、速やかな処置をとっていただくという事で、県と町とでその辺の事を対策・対応を考えていただきたいという事で、私は要望してたと思うんですが、その件について現状ですね、現在どのような形になっているか、対応を含めてちょっと聞かせていただけますか。

福祉課長

三木委員さんの方から質問いただきました、竜田公園東屋のホームレスについての対応についてご説明させていただきます。町の対応といたしましては、今三木委員の方からお話がありました8月23日に早速ホームレスが中央公民館にいる時間帯に行きまして、直接お会いして、事情等聞く中、同時に公園等の利用者からこういう苦情がありますので、という事で理解をしていただくようお話をいたしました。その後中央公民館への来館は一週間程途絶えたという事で、私の方としても、昼間は公園にいるのか、という事で公園の方も見に行っておりましたが、公園の方もおられず、ただ、公園の東屋のベンチの下にかばんがあったという状況を確認しております。その後また図書館の方に回数は減りましたが時々来ているという状況になっております。ただ、昼間公園を確認しますと、当該ホームレスの荷物が、東屋のベンチの下

にはありますものの、当該者は昼間この公園にはおらず、公園利用者に危害を加えたり、公園で大声を出したり、という現状はありませんが、ただ、朝公園に散歩の方が来られる前には、ホームレスの方も気を遣っているようで、公園を出て行くというような状況であります。また、県の方の対応といたしましては、県の方につきましてはホームレスに対して、早速すぐ出て行きなさい、という形はとっておらず、様子を見てお話ししながら対応を進めているという形をとっておられます。今現在、県の職員の方も2回、昼間ホームレスに会いに行かれたわけですが、2回とも昼間という事もあって東屋にはおられなかったという事です。ただ、2回ともメモをおいて退去していただくよう、という事を伝えていただいているという事です。また、公園内に注意する際に看板等があれば、相手に理解してもらいやすいという事から、現在、公園内に利用者の注意事項を書いた看板を立てる準備をしておられまして、現在発注も済んだという事で聞いております。また、現場の方で打合せをして、立てる場所を今決定しているところ、という事も聞いております。その後、看板を立て、様子を見る中で今度は荷物等を県の方で公園管理事務所の方に一旦予告を出しまして、荷物を撤去するという形で予告を出しまして、その後何日か様子を見て荷物の方を公園管理事務所の方に回収しようという風な考えを持っておられます。今後につきましては、町の各施設の担当課、また今県、郡山土木と連絡をとっておりますが、さらに密に連絡を取り合いまして、公園または河川その他の道路、また駅舎などで施設を寝泊りとする場所として日常生活を営んでいる者を、もし、発見した場合には、ホームレスの人権にも配慮しながら、地域社会の理解と協力を得つつ、関係機関と連絡をとって早期発見・早期解決、これは退去していただくという事になるわけですが、ホームレスがその場に長く定着する事のないよう、早期に退去できるよう、努めて参りたいと考えております。以上でございます。

三木委員 | 私が想像したように、色々ご配慮いただいております。ありがと

うございます。人権という問題もあります。非常に微妙なところだと思いますので、県と今後相談していただいて、ますますこういう形のものにとって、これの問題だけではなく、そういった困られている方についての対応という事も考えていただきたいと思います。以上です。

委員長 他にございませんか。

ないようですので、その他についてもこれをもって終わります。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

次に、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布しております先進地視察計画書のとおり実施することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、先進地視察計画書のとおり手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって閉会いたします。

(午前10時14分 閉会)